

根室市緑の基本計画

計画の目的と位置付け

目的

都市緑地法に基づき、本市における緑地の保全や公園・緑地の適正な配置及び緑化の推進など、緑全般についての将来的なありべき姿とそれを実現するための施策を総合的かつ横断的に推進することを目的とします。

位置付け

本計画は、都市緑地法に基づき、本市の「根室市都市計画マスタープラン」の基本的な方針に適合するとともに、本市における「根室市緑のマスタープラン」を発展的に移行させた計画として位置付けられます。

計画の対象区域と目標年次

対象区域

本計画の対象区域は、根室都市計画区域（約3,418ha）を計画対象区域として設定します。

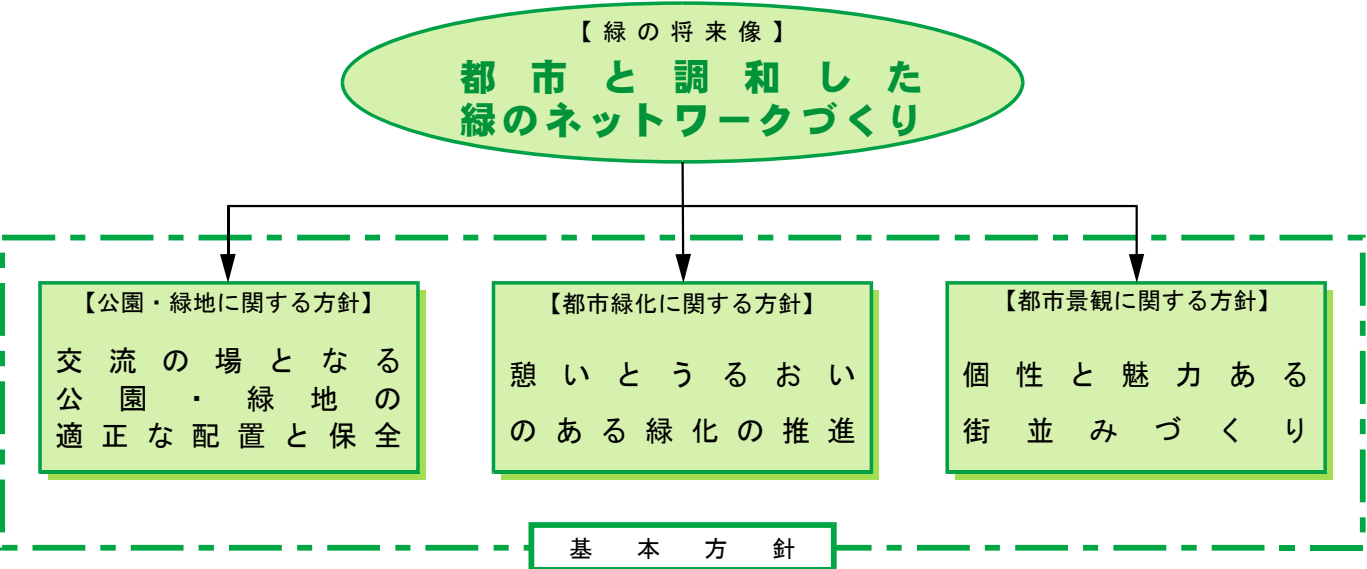
目標年次

本計画は、平成17年度から概ね20年後の平成36年度（西暦2024年）までを目標年次として設定し、目標年次の中間年となる概ね10年後の平成26年度前後には計画全体を見直し、その時代のニーズに即した計画へと更新します。

緑の将来像

緑の将来像

「根室市都市計画マスタープラン」における緑の環境形成の基本方針との整合性を図ることから、本計画における緑の将来像を『都市と調和した緑のネットワークづくり』と設定し、市街地内及び周辺の緑が、緑のネットワーク（連続化した緑）として一体的に形成され、都市空間の中で一つの緑として調和することを目指します。



根室市都市計画マスタープラン

根室市緑の基本計画

概要版

発行年月：平成17年8月
発行：北海道根室市
編集：建設水道部都市整備課